

第4章 平成26年度の数値目標

数値目標に対する考え方について、国の基本指針では、現基本指針の基本的理念や基本的考え方、県市障がい福祉計画に定める事項等については、これまでの考え方は変更せずに必要な時点修正等を行うということから、本市においても第2期計画における基本方針等を踏襲します。

1 施設入所者の地域生活への移行

現時点の施設入所者のうち、平成26年度末において地域生活に移行する者の目標値を設定します。

目標値

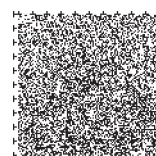
- 平成17年10月時点の施設入所者数から269人（30.0%）以上が地域生活に移行します。
- 平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月時点の施設入所者数から92人（10.3%）削減することを目標とします。

項 目	数 値	考 え 方
平成17年10月1日時点 の入所者数（A）	896人	平成17年10月1日の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	804人	平成26年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】 減少見込（A－B）	92人 （10.3%）	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	269人 （30.0%）	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した者の数

※施設入所者数は、熊本市から施設入所の支給決定を受け、市内外の施設に入所している者の数

【国の基本指針】

- 平成26年度末までに、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活に移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
 - 平成26年度末の施設入所者数を、平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ※ 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。



2 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成26年度中に一般就労に移行する者の数について目標値を定めます。

目標値：平成26年度中の福祉施設から一般就労への移行者が、平成17年度の一般就労への移行実績の30人（6倍）以上となることを目指します。

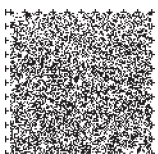
■一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
平成17年度の一般就労移行者数	5人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	30人 (6倍)	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。



3 就労移行支援事業の利用者数

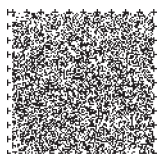
平成26年度末における福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業の利用者数について目標値を定めます。

目標値：平成26年度末における福祉施設利用者のうち、192人（6.5%）以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指します。

項目	数 値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	2,935人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	192人 (6.5%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

【国の基本指針】

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。



4 就労継続支援（Ａ型）事業の利用者の割合

平成２６年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援（Ａ型）事業を利用する者の数について目標値を設定します。

目標値：平成２６年度末において、就労継続支援利用者のうち、６１４人（３５.６％）はＡ型を目指します。

項 目	数 値	考え方
平成２６年度末の就労継続支援（Ａ型）事業の利用者・・・①	６１４人	平成２６年度末において就労継続支援（Ａ型）事業を利用する者の数
平成２６年度末の就労継続支援（Ｂ型）事業の利用者	１，１１２人	平成２６年度末において就労継続支援（Ｂ型）事業を利用する者の数
平成２６年度末の就労継続支援（Ａ型+Ｂ型）事業の利用者・・・②	１，７２６人	平成２６年度末において就労継続支援（Ａ型+Ｂ型）事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労継続支援（Ａ型）事業の利用者の割合 ① / ②	３５.６％	平成２６年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（Ａ型）事業を利用する者の割合

【国の基本指針】

平成２６年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、３割以上の者が就労継続支援（Ａ型）事業を利用することを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定する。

